

# 24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算 重要事項説明書

< 医療保険・介護保険（介護・介護予防） >

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の利用にあたり、下記の 2 及び 3 の要件に該当する利用者またはその家族から、同意を得た時は、主に適用する保険の種別により、利用料の加算をします。

## 2 医療保険を適用する場合

### 24 時間対応体制について

24 時間対応体制は、利用者の状態・状況により、計画外の緊急時訪問を行うことができる体制です。

利用者またはその家族から、同意を得た時は、ひと月に 1 回加算されます。

## 3 介護保険を適用する場合

### 緊急時訪問看護加算と緊急時訪問について

緊急時訪問看護加算は、訪問看護の利用者またはその家族に、看護に関する意見を求められた場合、電話等により常時対応できる体制で、利用者またはその家族から、同意を得た時は、ひと月の第 1 回目の訪問看護を行った日に加算されます。

また、利用者の状態・状況により、計画外の緊急時訪問を行うことがあります。

## 4 事業所概要

事業所名称	世羅中央訪問看護ステーション
事務所の所在地	広島県世羅郡世羅町大字本郷 918 番地 3
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
代表者名	管理者
24 時間対応連絡先 電話番号	①携帯電話：090-4577-8169 (①携帯が話し中の時は、②電話へご連絡ください) ②固定電話：0847-22-3145

## 5 24 時間対応体制・緊急時訪問看護 営業日・時間

営業日・営業時間	年中無休(24 時間連絡受付)
----------	-----------------

## 6 対応する職員

管理者 1 名 訪問看護師 6 名  
(看護師が交代制により対応します。)

## 7 サービスの提供地域

世羅町、三原市（久井町、大和町）

## 8 利用料及び利用者負担

利用料の金額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。なお、法改正により金額の変更があったときは、改定後の金額を適用します。

- (1) 医療保険制度による利用料は、健康保険法の規定に基づき算定します。
- (2) 介護保険制度による利用料は、介護保険法の規定に基づき算定します。
- (3) 保険の種別により、公費医療制度が適用されることがあります。

※利用者負担の金額等は、別表に記載します。